

(平成21年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から同年12月まで

昭和62年5月から63年3月までの11か月分の国民年金保険料81,400円を一括納付したのに、62年5月から12月までの分が未納とされている。家計簿に納付した金額が記載されているのに、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している当時の家計簿には、年金支払明細と記載された中に、申立期間を含んだ昭和62年5月から63年3月までの国民年金保険料の金額が記載されている上、その記載された金額は、当時の保険料額と一致していることから、記載内容に信憑性がうかがえる。

また、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無く、申立期間は8か月と短期間である上、申立期間当時、生活状況に特段の変化も無かったと申述しており、昭和63年1月から同年3月までの保険料が過年度納付されていることを踏まえると、申立期間の8か月分のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から52年9月まで

夫婦二人分の国民年金保険料を町内の集金をまとめていた人に納付した。夫だけ納付記録があり自分の記録が無いのはおかしい。

なお、証拠となる領収書を保管していたが、平成6年6月に発生した自宅の火災で焼失してしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、町内の集金人に国民年金保険料をその夫の分と合わせて納付したと申し立てているが、集金人の名前、住所及び保険料の金額を覚えておらず、一方、当委員会でも、申立人から申立期間当時において保険料を受領したとの記憶を持つ者を探したものの、そのような記憶を持つ者は現れなかった。

また、これまで、申立人名義の国民年金手帳記号番号は3回払い出されており、最初は昭和36年にA町（現在は、B市。）、2回目は38年にC区、3回目は54年に現在居住しているD市から払い出されているところ、1回目は、申立人の親が加入手続を行ったものであり、2回目については、申立人は、国民年金手帳が自宅に届かなかつたと述べており、申立人はいずれも国民年金手帳を見たことが無いとしていることから、国民年金手帳を用いた印紙検認による納付方式が過半を占める時期である申立期間において、申立人が国民年金保険料を納付したという申立内容と一致しない。

一方、申立人は、昭和54年12月に、第3回特例納付において36年4月から39年3月までの保険料（36か月）を納付した記録となっているものの、当該期間のうち、36年4月から38年10月までの期間（31か月）

は、1回目に払い出された国民年金手帳記号番号による保険料納付済期間であったことを踏まえると、申立人は、当時、特例納付の対象期間であった39年4月から41年10月までの保険料（31か月）を納付したものと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から41年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年4月6日、資格喪失日に係る記録を同年5月15日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月6日から同年5月15日まで

A社D支店から同社C支店内E室へ昭和39年4月6日に転勤となったが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同日から同年5月15日までの期間が空白となっている。この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録並びに、当時、A社C支店内E室に在籍していた申立人を除く6名の厚生年金保険被保険者記録において、いずれも同社C支店において継続していることから判断すると、申立人は同社に継続して勤務（昭和39年4月6日にA社D支店から同社C支店内E室に異動し、同年5月15日に同社同室から同社F支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和39年5月の社会保険庁の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、社会保険庁の当該事業所に係る縦覧照会回答票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険庁の記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手續のいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人に係る資格の

得喪の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 39 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月から15年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年12月から15年8月まで
会社を退職し、今後の年金について相談するため社会保険事務所に電話をしたところ、応対した職員から国民年金には全額免除という制度があり、事務所の方で手続をしておくので事務所に来る必要は無く、書類を提出する必要も無い旨の説明を受けた。私に代わって話を聞いた母親にも同様の説明であった。免除になっていると思っていた申立期間の国民年金の記録が未納となっていることに納得できない。申立期間を免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、口頭で申請免除の手続を行ったと申し立てているが、制度上、申請免除については、原則、本人又は同居の家族が申請して承認を受けなければ、納付義務は免除されないこととなっており、申立期間当時、申立てに係る社会保険事務所において口頭による申請免除の手続を受け付けた事実も確認できない。

また、平成14年度の免除基準により、申立人の国民年金保険料について免除の該当・非該当を確認すると、前年度所得額から全額免除及び半額免除いずれにも該当しないと推認されることから、仮に、申立人の申立期間の保険料について免除申請が行われていたとしても、免除は承認されず、申立期間は免除期間となり得なかったものと考えられる。

さらに、平成15年11月14日に社会保険事務所により申立人に対して未納の国民年金保険料の納付勧奨が行われ、これに対して「もう少し待って下さい」と態度を保留する趣旨の回答があったことが記録されていることから、申立人の申立期間の保険料が免除されていた事情はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 12 日から同年 12 月 1 日まで
A社には昭和 39 年 4 月の入社以来、42 年 3 月まで継続してお世話になっていたが、厚生年金保険の加入記録は、申立期間が空白期間となっている。この間、短期大学の夜間学生であったが、同社においてはアルバイトながらも他の社員と同じ勤務時間で就労しており、働かなければ生活費等も賄えなかった。この空白期間についても被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月まで継続して勤務していたと主張しているものの、同僚から「申立人は入社後初めての夏休み期間中に実家に帰省していた」との証言が得られた上、申立人自身も「昭和 39 年 7 月 25 日ごろから 8 月のお盆前まで実家に戻っていた」と申述していることから、実家への帰省を契機に、申立人はいったん同社を退職したものであるとして、事業主により申立人に係る資格喪失届が提出されたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保有している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（健康保険整理番号 63）には、申立人の被保険者資格喪失に伴う健康保険証の返納日が昭和 39 年 8 月 10 日と記録されていることから、社会保険事務所の事務処理に不自然な事情は見当たらず、仮に、申立人が引き続き厚生年金保険の被保険者であったとすれば、その後に事業主から提出されるべき報酬月額算定基礎届に伴う標準報酬月額の決定が同年 10 月に記録されるべきであるが、申立人の記録にはその事実は見当たらない。

さらに、申立人の申述及び同僚の証言から、申立人は昭和 39 年 8 月ごろ当該事業所に戻り勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所が保有している健康保険厚生年金保険被保険者原票（健康保険整理番号

73) の記録によると、申立人が同社において被保険者資格を再度取得したのは同年 12 月 1 日であることが確認でき、この日は公共職業安定所が管理している雇用保険の資格取得日と同一であることから、社会保険事務所が一方的に同日を資格取得日として記録することは考え難く、事業主が申立人に係る被保険者資格取得の届出を同日付けで行ったことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年8月31日まで
申立期間にA社に勤務したが、社会保険事務所に記録の照会をしたところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。この回答には納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したと主張しているA社は、商業法人登記簿が確認できず、社会保険事務所の記録においても、同社が労働者年金保険（当時）の適用事業所として手続された形跡は見当たらない上、申立人が記憶していた同僚の氏名により調査を行ったものの、申立期間当時に別の事業所に勤務していた同姓同名である別人の労働者年金保険（当時）加入記録が確認できるのみであり、同社を特定することができない。

また、申立人は当該事業所における仕事内容を「事務見習及び自転車による外回りであり、工場労働者ではなかった」と申述していることから、仮に、当該事業所が労働者年金保険法（当時）の適用事業所であったとしても、申立人は被保険者となり得る工場労働者であった事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間について、記録が無い旨の回答を受け取った。同社には、中学校を卒業してから2、3か月後に知り合いに勧められて入社した。配属されたのはB工場で大手電機メーカーの下請をしている会社だった。同僚を複数名記憶しており、退職したときに「次の会社でも使うから」と何かを渡された記憶もある。同僚は厚生年金保険に加入していたらしいので自分だけ未加入だったのはおかしい。勤務していたのは明らかなので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に昭和36年5月1日から37年10月31日まで勤務していたと申し立てているが、申立人が卒業した中学校に確認したところ、申立人は同年3月卒業であることが判明したことから、少なくとも同年3月卒業までは厚生年金保険被保険者であったことは^{あいまい}うかがえない上、申立人の陳述内容においても、その勤務期間の記憶は曖昧であり、同社の現在の事業主は「当時の資料は保存していないため、申立人の状況は不明」と回答しているほか、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員から申立人と同世代の者47名を抽出し、電話及び文書による調査を試みたが、申立人を記憶している者は2名だけであり、当該同僚からは勤務期間についての証言が得られないことから、申立人の同社における勤務期間を特定できない。

また、社会保険事務所が保有する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番が無い上、申立人が記憶していた5名の同僚のうち、3名の名前も見当たらないことから、同事業所の事業主は従業員全員を厚生年金保険の被

保険者としていたとは言い難く、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、毎年8月に提出されるべき報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出されるにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人に係る資格の得喪等の届出は行われていないことが推認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 6 日から 38 年 1 月 1 日まで
A 社（当初は B 社。現在は、C 社。）に昭和 36 年 2 月 1 日から 45 年 8 月 25 日まで継続して勤務した。この期間の厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。勤務期間中に店舗は変わったが、途中退職したことは無いので本社に籍はあったと思う。当時の給与明細書等の資料は無いが継続勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における厚生年金保険被保険者記録は、昭和 36 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 11 月 6 日に被保険者資格を喪失（健康保険整理番号 239）した後、38 年 1 月 1 日に再度被保険者資格を取得（健康保険整理番号 738）しており、申立期間である 36 年 11 月 6 日から 38 年 1 月 1 日までの期間に係る被保険者記録が確認できないところ、申立人は申立期間当時に勤務していた店舗の記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人と同じ店舗に勤務していたとされる従業員からも明確な証言が得られないことから、申立人の勤務していた店舗を特定できず、申立期間における勤務実態を確認できない。

また、社会保険事務所が保有する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人が別の健康保険整理番号により被保険者資格を取得した形跡は見当たらない上、時期は異なるものの、申立人のほか 6 名も申立人と同様に被保険者記録に空白期間があり、その理由については、元事業主及びこれらの者からの証言が得られず不明であるが、社会保険事務所が異なった時期に申立人のほか 6 名

の記録誤りをするとは考え難く、事業主から申立人を含めたそれらの者の被保険者資格の喪失及び取得の届出がなされたことがうかがえる。

なお、申立人が申立期間において、引き続き厚生年金保険の被保険者であったとすれば、その後に事業主から提出されるべき報酬月額算定基礎届に伴う標準報酬月額の決定（昭和37年10月）が前述の被保険者名簿に記録されるべきであるが、その事実は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から同年 8 月まで
(A社)
② 昭和 39 年 9 月から 40 年 1 月まで
(B社C営業所)
③ 昭和 40 年 2 月から同年 4 月まで
(D社)
④ 昭和 40 年 8 月から同年 10 月まで
(E社)
⑤ 昭和 41 年 2 月から同年 4 月まで
(F社)
⑥ 昭和 41 年 5 月から同年 8 月まで
(G社)
⑦ 昭和 45 年 4 月から同年 7 月まで
(H社)
⑧ 昭和 46 年 3 月
(I社)
⑨ 昭和 48 年 9 月から同年 10 月まで
(J社)
⑩ 昭和 48 年 10 月から同年 11 月まで
(K社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、上記 10 か所の事業所について加入記録が無い旨の回答があった。勤務していたことは事実なので、これらの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間に係る事業所において、勤務していたと主張して

いるが、申立人の雇用保険について公共職業安定所からの回答書では、各申立期間における被保険者記録は見当たらない上、各申立事業所における元同僚からも「申立人のことは記憶に無い」との回答を得るのみで、勤務していた事実を裏付けることができない。

また、仮に申立人が各申立事業所に勤務していたとしても、各申立期間については、以下のとおり厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

申立期間①について、A社は既に閉鎖しており、申立人の勤務状況について確認できないものの、当時、同社に在籍していた従業員の証言に基づき入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日について比較したところ、入社から8か月経過後に被保険者となっていることから、同社においては入社後一定期間は厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえ、申立人の申立期間が3か月であることを踏まえると、厚生年金保険の被保険者とはしない取扱いの期間であったと考えられる。

申立期間②について、当時のB社C営業所を管轄する同社L支店に照会したところ、「当時の社員カード及び社会保険加入者名簿に申立人の名前は見当たらない」との回答に加え、「当時は正社員とする前に、まず臨時雇用という形態をとっていた。臨時雇用の期間は支店により取扱いが相違していたようだ」と回答している。また、当時在籍していた従業員についても「厚生年金保険の加入は、臨時雇用を経て正社員となったときからであった」との証言に基づき入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日を比較したところ、正社員になる前に臨時雇用の期間が6か月から2年程度設けられていたことがうかがえ、申立人の申立期間が5か月であることを踏まえると、厚生年金保険には加入しない臨時雇用の期間であったと考えられる。

申立期間③について、D社に照会したところ、「当時の社会保険加入記録簿に申立人の名前は無い」との回答を得た上、当時、申立人と同じ職場にいた同僚の入社日と厚生年金保険の資格取得日について比較したところ、入社してから6か月経過後である者の存在が確認できることから、同社においては入社後一定期間は厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえ、申立人の申立期間が3か月であることを踏まえると、厚生年金保険の被保険者とはしない取扱いの期間であったと考えられる。

申立期間④について、E社は、管轄の法務局に法人登記の記録が確認できない上、社会保険庁の記録においても厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、申立人が記憶している事業所所在地から判断すると、申立人が勤務していた事業所はM社であることが推認できる。しかしながら、同社は既に閉鎖しており、当時の従業員は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務の事実を裏付けることができない。

申立期間⑤について、申立人は勤務していた事業所について、「F社であったと思うが、定かではない」と申述していることから、その事業所を特定することができない上、申立人が所在地として申述したN区を管轄す

る法務局に照会しても、F社の法人登記の記録は確認できず、社会保険庁の記録においても同社は厚生年金保険の適用事業所として確認できないことから、申立人が同社において厚生年金保険被保険者であった事情はうかがえない。

申立期間⑥について、G社に照会したところ、「当時の資料は無く、在籍を確認できない」との回答があり、申立人が同僚として挙げた者を含む5名の従業員にも確認したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務の事実を裏付けることができない。

申立期間⑦について、H社が加入するO厚生年金基金及びP健康保険組合にそれぞれ照会したところ、いずれも申立人に係る加入記録は無い旨の回答を得た上、当時の事務担当者は「当時は入社してからおおむね3か月間は社会保険に加入させていなかった。申立人が勤務したとするQ工場の従業員については、上司の判断でその加入について本社に連絡していた」と証言しており、このことは、申立人が記憶している同僚に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人の退職日後であることから裏付けられ、申立人の申立期間は、厚生年金保険の被保険者とはしない取扱いの期間であったと考えられる。

申立期間⑧について、I社に照会したところ、「社会保険については、入社してから一定期間経過後に、本人の希望を聴取し加入させていた。当時の社会保険関係書類が残っているが、申立人の名前は確認できない」と回答しており、複数の元従業員も社会保険の加入の取扱いについて同様の証言をしている上、申立人が記憶している同僚に係る厚生年金保険の加入記録についても確認できないことから、同社の事業主は従業員全員を厚生年金保険の被保険者としていたとは考え難く、申立人の申立期間が1か月であることを踏まえると、厚生年金保険の被保険者とはしない取扱いの期間であったと考えられる。

申立期間⑨について、J社は既に閉鎖しており、申立人の勤務状況について確認できないものの、当時、同社に在籍していた複数の従業員から「従業員の出入りが多く、通常は、入社してから3か月間は臨時雇用の形態だった」との共通の証言を得られたことから、申立人の申立期間が2か月であることを踏まえると、厚生年金保険の被保険者とはしない取扱いの期間であったと考えられる。

申立期間⑩について、申立人が勤務していたとするK社は、管轄する法務局において法人登記の記録は無い上、社会保険庁の記録においても同社は厚生年金保険の適用事業所として確認できないものの、申立人が記憶している同僚の名前、事業所の所在地及び合併の経緯等から判断すると、申立人が勤務していた事業所は、R社であることが推認できる。しかしながら、同社が加入していたS厚生年金基金においても申立人の加入記録は確認できない上、当時の事務担当者及び同僚は、「入社してすぐに辞めてしまう人が多かったため、3か月の試用期間があった」と証言していることから、申立人の申立期間が2か月であることを踏まえると、厚生年金保険

の被保険者とはしない取扱いの期間であったと考えられる。

各申立期間について、社会保険事務所が保有する各申立事業所（申立期間⑤に係る事業所を除く。）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿又は同原票には、いずれも申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番が無いことから、社会保険事務所の事務処理誤りであることは考え難く、各事業主により申立人に係る被保険者資格取得の届出が行われていないことが推認できる。

また、申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 58 年 12 月まで

申立期間にA社に就労していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答があった。同社は、給料の支払が遅れて倒産したが、申立期間の給与は毎月給料日に社会保険料が差し引かれて銀行に振り込まれており、社会保険に加入していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立人が事業主及び同僚の氏名並びに事業所の状況を記憶していることからうかがえるものの、事業主及び同僚は申立人の記憶が無いとしており、その勤務していた期間は特定できない。

また、その雇用形態について事業主及び従業員は、「当時は臨時社員（パート及びアルバイト。以下同じ。）も多くおり、申立人の記憶が無いことから、申立人も正社員でなく、臨時社員であったのではないか。臨時社員は社会保険に加入していなかった」と証言しており、申立人自身も業務内容を「雑役（出荷）」であったと申し立てていることから、申立人は厚生年金保険に加入していない臨時社員であったことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保有している健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、申立期間において整理番号に欠番も見当たらないことから、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得の届出がなされた形跡はうかがえず、社会保険事務所において申立人の記録を欠落させた事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 11 日から 42 年 7 月 25 日まで
社会保険事務所に年金の手続に行った際、A社にいたころの厚生年金保険の加入記録は脱退手当金として支給済みであるとの回答を得たが、脱退手当金を受けた記憶が無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 7 月 25 日の前後約 3 年以内に資格を喪失した 6 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 名の者について脱退手当金の支給記録があり、そのうちの 2 名については資格喪失日から 4 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 9 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金に加入しておらず、その後の国民年金の加入手続も祖父が行ったと申立人は申述していることから、申立人の年金に対する意識が高かったとは言い難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。